

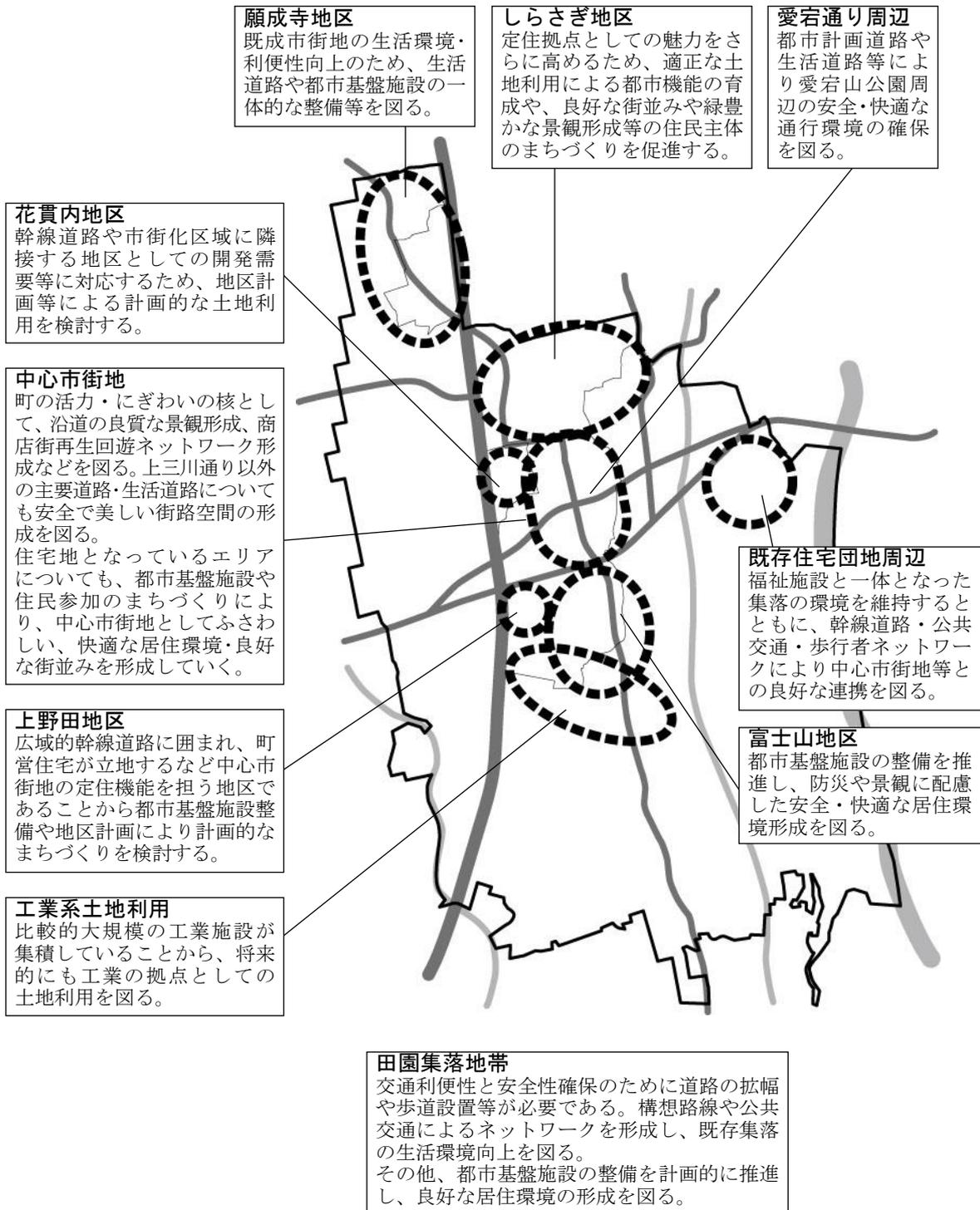
第6章まちづくりの推進方策

1. 中央地域まちづくりの推進方策

(1) まちづくり推進方策の検討

中央地域におけるまちづくりの推進方策を検討するとともに、緑のネットワーク・防災ネットワークの形成方針、重点事業・誘導事業を設定する。

① まちづくりの内容の検討



② 緑のネットワーク

緑のネットワーク形成のポイントとしては、中心市街地と鬼怒川を結ぶ大きなネットワークを形成し、その中で個別の自然資源や歴史・文化資源などの活用を図る。

◎ 中心市街地～鬼怒川(河川緑地)

東西の連携軸である主要地方道真岡上三川線及び一般県道下岡本上三川線や、地域南部の道路によるネットワーク形成を図る(将来的には構想路線を活用)。

◎ 中心市街地内

しらさぎ公園～上三川城址公園～富士山公園等の主要な緑の拠点、上三川いきいきプラザや愛宕山公園などの拠点を巡るよう、新4号国道・上三川通り等の幹線道路・生活道路・都市計画道路により連絡する。

特に上三川通りについては、魅力的な中心市街地形成につながるよう、沿道商店や地域住民の参画によるにぎわいづくりなどを促進する。

③ 防災ネットワーク

防災ネットワーク形成のポイントとしては、人口が集中している中心市街地においては避難場所を位置づけ、避難場所となる比較的広い空間が確保できる田園集落については補給等に利用する幹線避難路のネットワークを形成する。

◎ 避難路

中心市街地においては幹線道路により密に配置する。幹線避難路の他にも、避難路となる生活道路等の計画的な配置を図る。

◎ 避難場所

役場・コミュニティセンター・学校等の施設を位置づける。しらさぎ公園、上三川城址公園、富士山公園等の公園については、備蓄倉庫、災害応急対策、避難場所等の防災機能の確保を図る。

(2) 重点事業・誘導事業の設定

① 重点事業(短中期)

中央地域においては下表の重点事業を設定する。

事業名	概要
都市計画道路 3・5・701 公園通り	都市計画道路の整備
鬼怒緑地整備事業	憩い・交流・レクリエーション施設の整備
水道施設整備事業	上水道事業の推進
公共下水道事業	下水道事業の推進
農業集落排水事業	

② 誘導事業（長期）

《主な目的：市街地の全面的な改善等》

現在、調整中であるが、全面的・一体的な整備により整備効果が高い地区を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
富士山地区 願成寺地区	既成市街地の居住環境整備	土地区画整理事業 住宅地区改良事業
上野田地区	都市基盤整備等による計画的なまちづくり	街なみ環境整備事業 社会資本整備総合交付金事業 地区計画
花貫内地区	交通利便性を活かした適正な土地利用の誘導	緑地協定・建築協定等 市街化区域への編入 開発許可制度
中心市街地	良好な居住環境の形成	都市基盤整備（街路事業・道路事業等）

《主な目的：面的整備地区等のグレードアップ》

中心市街地における居住環境の向上に資する地区を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
しらさぎ地区	質の高い都市環境・街並みの形成と維持	建築協定 緑地協定等（都市緑地法に基づく民有地の緑化制度） 各種指導要綱

《主な目的：都市基盤施設の整備》

交通ネットワーク形成に資する施設を位置づける。

地区名・路線名	目的・内容	想定される整備手法
幹線道路	国県道を補完し、町内の骨格となる道路整備	道路事業 街路事業 町道整備事業 社会資本整備総合交付金事業 特定交通安全施設等整備事業
生活道路	日常生活レベルの道路整備	
自転車歩行者道路	歩行者等の安全性の向上を図る道路整備	
都市計画道路	交通ネットワークまちづくり骨格形成	
将来構想路線		
予定2・3号線	中心市街地と既存集落のネットワーク形成	
予定4号線	中心市街地と石橋駅東市街地のネットワーク形成	

《主な目的：自然環境の保全・活用》

鬼怒川をはじめとする河川環境の保全・活用方策を位置づける。

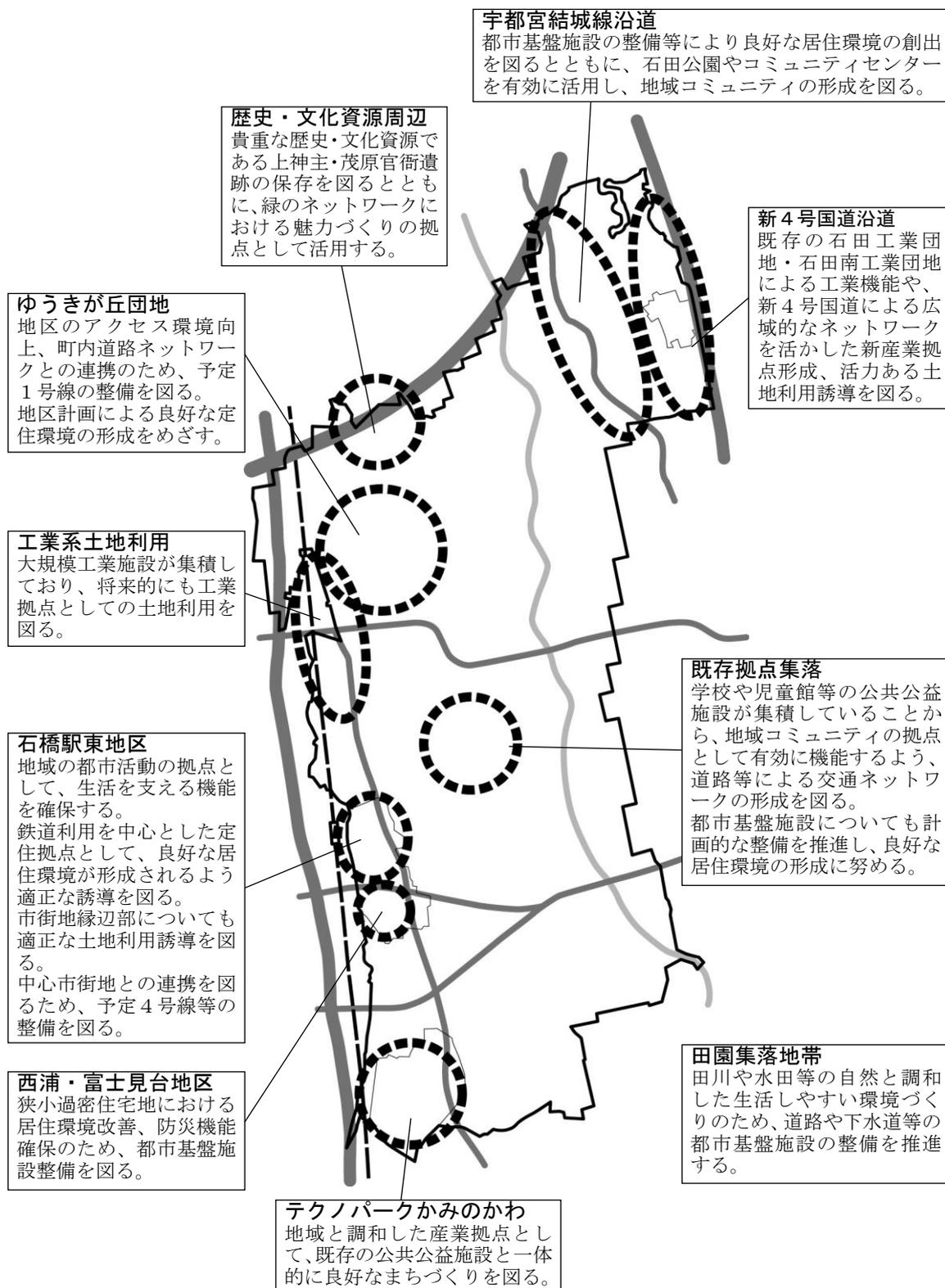
地区名	目的・内容	想定される整備手法
既存緑地	しらさぎ神社周辺の既存緑地の保全	風致地区・緑地保全地域等の指定 河川改修事業
既存平地林・屋敷林	良好な緑地環境の保全	
鬼怒緑地	鬼怒川河川敷の保全と活用	
その他河川環境	自然環境の保全と活用	

2. 西部地域まちづくりの推進方策

(1) まちづくり推進方策の検討

西部地域におけるまちづくりの推進方策を検討するとともに、緑のネットワーク・防災ネットワークの形成方針、重点事業・誘導事業を設定する。

① まちづくりの内容の検討



② 緑のネットワーク

緑のネットワーク形成のポイントとしては、地域内の河川や緑地等の身近な緑の資源を活かし、散策によりこうした地域の魅力を発見する喜びを味わえるような歩行者系のネットワーク構築を図る。

◎ 石橋駅東地区との連絡

国道352号を活かし、東西の連携を図る。ゆうきが丘団地やテクノパークかみのかわを結ぶ南北のネットワークについては、県道や集落内の主要な道路により連絡する(将来的には構想路線を活用)。

◎ 新市街地と既存集落の連絡

田川サイクリングロード、主要地方道羽生田上蒲生線等の幹線道路・生活道路等により連絡する。

③ 防災ネットワーク

防災ネットワーク形成のポイントとしては、人口の集中が進行している新市街地については避難場所を複数箇所位置づける。集落が分散しているので避難路による連絡を十分に確保する。

◎ 避難路

避難場所への移動経路であると同時に防災・救助・補給の軸でもある幹線道路と集落内道路・田川サイクリングロードを効率的に連絡して幹線避難路を形成する。

◎ 避難場所

石橋駅東地区やゆうきが丘団地等については、地区内の街区公園等によるオープンスペースを位置づける。避難生活等の広域的な避難場所については学校やコミュニティセンター等の大規模施設を位置づける。

(2) 重点事業・誘導事業の設定

① 重点事業（短中期）

西部地域においては下表の重点事業を設定する。

事業名	概要
新産業拠点の形成	広域的ネットワークを活かした新たな産業基盤整備
新4号国道沿道の土地利用誘導	石田地区北部の誘導エリア（北関東自動車道・新4号国道交差点周辺）における産業や交流などの複合的な土地利用の誘導
水道施設整備事業	上水道事業の推進
公共下水道事業	下水道事業の推進
農業集落排水事業	

② 誘導事業（長期）

《主な目的：市街地の全面的な改善等》

安全・快適な居住環境が必要な地区を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
西浦・富士見台地区	既成市街地の居住環境の改善	土地区画整理事業 住宅地区改良事業 社会資本整備総合交付金事業 地区計画 緑地協定・建築協定等 地域地区制度

《主な目的：面的整備地区等のグレードアップ》

石橋駅東地区、テクノパークかみのかわ、ゆうきが丘団地については、良好な定住環境や美しい景観などのグレードアップに向け、住民主体の取り組みを促進・支援する。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
石橋駅東地区	質の高い都市環境・街並みの形成と維持	地区計画 市街化区域編入 建築協定 緑地協定等（都市緑地法に基づく民有地の緑化制度） 各種指導要綱
テクノパークかみのかわ	地域と共生した良好な産業拠点の形成	
ゆうきが丘団地	定住拠点としての良好な街並みの形成と維持	

《主な目的：都市基盤施設の整備》

幹線道路機能の充実を図る構想路線の配置などを位置づける。

地区名・路線名	目的・内容	想定される整備手法
幹線道路	国県道を補完し、町内の骨格となる道路整備	道路事業 街路事業 町道整備事業 社会資本整備総合交付金事業 特定交通安全施設等整備事業
生活道路	日常生活レベルの道路整備	
自転車歩行者道路	歩行者等の安全性の向上を図る道路整備	
都市計画道路	交通ネットワーク まちづくり骨格形成	
将来構想路線		
予定1・2号線	石橋駅周辺と既存集落のネットワーク形成	
予定4号線	中心市街地と石橋駅周辺市街地のネットワーク形成	
予定5号線	インターパーク宇都宮南と中心市街地方面のネットワーク形成	

《主な目的：自然環境の保全・活用》

田園・河川環境の保全と活用方策を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
水環境神主公園等	良好な自然環境を活用した公園・緑地としての有効利用	風致地区・緑地保全地域等の指定 河川改修事業
既存平地林・屋敷林	良好な緑地環境の保全	
その他河川環境	自然環境の保全と活用	

3. 北部地域まちづくりの推進方策

(1) まちづくり推進方策の検討

北部地域におけるまちづくりの推進方策を検討するとともに、緑のネットワーク・防災ネットワークの形成方針、重点事業・誘導事業を設定する。

① まちづくりの内容の検討



② 緑のネットワーク

緑のネットワーク形成のポイントとしては、地域西部の市街地と鬼怒川の連絡を図る。

また、地域内には河川や緑地等の身近な緑の資源が多く、散策によりこうした地域の魅力を発見する喜びを味わえるような歩行者系のネットワーク構築を図る

◎ 本郷台団地、インターパーク宇都宮南、鬼怒川(河川緑地)、磯川緑地公園

南北の連携軸である新4号国道、東西の連携軸である一般県道雀宮真岡線・下岡本上三川線等の幹線道路・生活道路、鬼怒川サイクリングロード等による連携を行い、憩いのある都市環境の形成を図る。

◎ 既存集落

既存の集落についても、一般県道二宮宇都宮線と鬼怒川サイクリングロードを結び、水田地帯を東西に横断する道路による連携を図る。

③ 防災ネットワーク

防災ネットワーク形成のポイントとしては、本郷台団地や田園集落における安全な定住環境確保のため、避難路や補給経路によるネットワーク形成を図る。

◎ 避難路

県道等の幹線道路を活用するとともに、集落内道路・鬼怒川サイクリングロードを効率的に連絡して幹線避難路を形成する。

居住拠点である本郷台団地や既存集落においては、避難路としての機能を有する生活道路等の適正な維持・管理を図る。

◎ 避難場所

学校や農村環境改善センター等の施設を避難場所とする。公園については、備蓄倉庫、災害応急対策、避難場所等の防災機能を確保し、鬼怒川河川敷については、桃畑緑地公園・蓼沼緑地公園の大規模公園を位置づける。

(2) 重点事業・誘導事業の設定

① 重点事業（短中期）

北部地域においては下表の重点事業を設定する。

事業名	概要
水道施設整備事業	上水道事業の推進
公共下水道事業	下水道事業の推進
農業集落排水事業	

② 誘導事業（長期）

《主な目的：面的整備地区等のグレードアップ》

町域北部における拠点として質の高いまちづくりを進める地区を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
本郷台団地	良好な居住環境・街並みの形成と維持	地区計画 建築協定 緑地協定等（都市緑地法に基づく民有地の緑化制度） 各種指導要綱

《主な目的：都市基盤施設の整備》

広域レベル・地域レベルの交通ネットワーク形成に資する道路等を位置づける。

地区名・路線名	目的・内容	想定される整備手法
幹線道路	国県道を補完し、町内の骨格となる道路整備	道路事業 街路事業 町道整備事業 社会資本整備総合交付金事業 特定交通安全施設等整備事業
生活道路	日常生活レベルの道路整備	
自転車歩行者道路	歩行者等の安全性の向上を図る道路整備	
都市計画道路	交通ネットワーク まちづくり骨格形成	
将来構想路線		
予定3号線	中心市街地と既存集落のネットワーク形成	

《主な目的：自然環境の保全・活用》

田園地帯の自然環境と河川環境の保全・活用方策を位置づける。

地区名	目的・内容	想定される整備手法
既存緑地	日産栃木工場周辺の既存緑地の保全	風致地区の指定 河川改修事業
既存平地林・屋敷林	良好な緑地環境の保全	
鬼怒緑地	鬼怒川河川敷の保全と活用	
磯川緑地公園	自然を活用した公園としての有効利用	
その他河川環境	自然環境の保全と活用	

4. 田園集落等のまちづくり

田園集落等のまちづくりとしては、各都市基盤施設や居住環境の整備等を挙げているが、ここでは、市街化調整区域におけるまちづくり手法について整理する。

今後の市街化調整区域における開発等においては、産業の振興及び土地利用の純化を促進するため、その具体的な整備の見通しが明らかになった時点で、農業等との調整を図り、計画的な土地利用を検討する。

市街化調整区域における既存集落等で、地域の活力が求められる地区については、条例にもとづく区域指定の適正な運用を図る。

また、水道施設整備事業や公共下水道事業との連携により、効率的・効果的な都市基盤整備を図る。

【市街化調整区域におけるまちづくり手法】

施策	目的・内容	想定される整備手法
定住促進	定住等の支援制度	優良田園住宅制度（市街化調整区域における定住支援）
個別都市施設の整備	道路の整備	全町的な道路網の構築 道路事業
	上・下水道の整備	水道施設整備事業 特定環境保全公共下水道事業 浄化槽設置整備事業 農業集落排水事業
	河川の整備	河川改修事業
市街化調整区域のまちづくり等	地域コミュニティの維持、計画的な土地利用の誘導	地区計画（住・工・商等の開発誘導） まちづくり条例等 開発許可制度 市街化調整区域における開発許可の立地基準（都市計画法第34条第11号）に基づく区域指定
	地区の良好なまちづくり誘導（各種協定等）	地区計画 建築協定 緑地協定等（都市緑地法に基づく民有地の緑化制度）
その他	農政サイドの事業等の活用	

5. 地域別まちづくりにおける課題の整理

今後、地域別まちづくりを推進するに当たり想定される課題を整理する。

(1) 中央地域の課題

- ◆ しらさぎ地区の良好な街並み形成をめざし、住民主体の景観形成を検討する必要がある。
- ◆ 中心市街地においては、道路等のハード整備とともに、沿道の景観形成やイベント等によるにぎわいづくりの促進により、ハード・ソフト両面での活性化を図る必要がある。
- ◆ また、上三川通りだけでなく、周辺市街地の居住環境の向上を図るため、住民対応などを通じて整備メニューを検討し、中心市街地にふさわしい生活環境を実現する必要がある。
- ◆ 都市計画道路・公園通りの整備については、富士山地区における道路の整備と居住環境の改善が一体的にできるよう未整備区間の整備推進を図る。
- ◆ 都市計画道路・愛宕通りについては、沿道の市街化の状況を踏まえ、柔軟な対応を図る必要がある。併せて、愛宕山公園へのアクセスについても確保する必要がある。
- ◆ 都市計画道路・将来構想路線とも、住民の理解を得ながら早期に事業化を図る必要がある。また、道路整備計画や市街地整備プログラム等により計画的な整備の推進を図る必要がある。

(2) 西部地域の課題

- ◆ 石橋駅東地区の街並み形成においては、住民・行政の協働体制のもと、まちづくりの目標を共有するとともに、有効な規制・誘導を行えるようなメニューの検討を行う必要がある。
- ◆ 石橋駅東地区周辺の市街化調整区域においては、石橋駅周辺の市街化の進行や予定路線の整備に伴う開発需要の高まりが想定されることから、具体的な開発の調整が必要となった場合には、市街地縁辺部における適正な土地利用の誘導を図る必要がある。
- ◆ 西浦・富士見台地区においては、狭小過密宅地が多く、スプロールの進行も見られており、安全・快適な居住環境形成のため、十分な公共空地・公園を確保する必要がある。今後は、住民意向の把握等を行い、土地利用や都市基盤施設整備などに関する必要な整備メニューを検討していく必要がある。
- ◆ 新産業拠点の形成に向けては、町の工業活性化と定住促進にもつなげる就業の場の確保等、上位計画における重要な施策の実現につながるものとして、企業誘致との連携を図りながら、その受け皿となる基盤づくりに向けた取り組みを進める必要がある。
- ◆ 新たな公園については、定住人口に対する憩い・レクリエーションの場ともなることから、位置や導入機能等を十分に検討する必要がある。
- ◆ 都市計画道路3・4・707石橋駅東通りについては、石橋駅西側(下野市)との広域的連携にも資することから、未整備区間の整備を推進していく必要がある。

(3) 北部地域の課題

- ◆ 北関東自動車道と幹線道路・生活道路レベルで連携する道路が確保できるように、道路整備計画を検討する必要がある。
- ◆ インターパーク宇都宮南については、新4号国道と雀宮真岡線が主なアクセス道路となることから、これらの道路に接続する道路の整備等を推進し、良好なネットワークを確保する必要がある。
- ◆ 北関東自動車道と新4号国道の交差部周辺については、インターパーク宇都宮南や石田地区・新産業拠点等と連動させながら有効な土地利用を誘導する必要がある。
- ◆ 本郷台団地の地区計画運営については、まちづくり意識の啓発等を行い、住民が愛着を持って主体的・継続的にまちづくりを推進していけるように支援する必要がある。
- ◆ 本郷小学校周辺の既存集落、本郷台団地周辺、インターパーク宇都宮南周辺において複数のコミュニティ拠点が形成されていることから、相互の連携・交流の支援や、そうした活動を支える都市基盤、施設整備等を適宜検討していく必要がある。

6. 計画運用における課題の整理

(1) 住民参加によるまちづくりの推進

① 住民への周知

都市計画マスタープランは“住民の意見反映・周知のための措置”を講じるものとされており、計画への理解・協力と住民参加のきっかけづくりなどのため、計画内容や都市計画に係る取り組みについて適宜周知を行う必要がある。

② 住民参加のまちづくり

都市計画マスタープランの実現に向けては、策定過程における住民意向の反映や将来都市像や施策への理解と協力、個別施策の実現における住民・行政の協働体制、住民の主体的な参画など、住民参加による持続的なまちづくりが必要である。

住民参加の際の主な留意点として以下の項目を挙げる。

- ◎ 計画策定や見直しなどの過程において、住民の理解と参加、合意を得ること。
- ◎ 計画策定後は、住民・行政がまちづくりの目標・方法等を共有した「協働」体制で進めるが、さらにその先では、住民が自主的に発案・実践していく「住民主体」のまちづくりへと展開できるよう、さまざまな協力・支援を図る必要がある。

(2) 推進体制の確立

① 関係各機関との調整・連携

本計画においては、道路や河川をはじめ国・県や周辺市町に係る施設等の位置づけを行っている。

これら関係各機関との協議や連携により効果的な整備等が図れるものについては、適宜、調整を図る必要がある。

② 庁内体制の確立

多様化する社会情勢にあり、ますます高度化・複雑化・広域化する行政課題に応え、計画的・効率的なまちづくりを推進していくためには、行政内部の横の連携を強化し、戦略的な施策展開を検討していけるような庁内体制づくりを行う必要がある。

(3) 上位計画との整合

本計画は、県の『宇都宮都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』や、町の『上三川町第7次総合計画』『国土利用計画上三川町計画』等の上位計画にもとづいており、新規に位置づけた事業等の推進に当たっては、こうした上位計画の内容と十分に整合を図る必要がある。

(4) 個別事業の推進

① 法定都市計画への位置づけ

本計画において設定した事業等を具体化し、それらを円滑に推進していくため、法定都市計画の体系に適正に組み入れ、都市計画の根拠としての都市計画マスタープランの運用を図っていく必要がある。

② 詳細調査等の実施

法定都市計画の体系に位置づけ、実現していくためには、住民意向の反映や理解・協力に向けた対応を行いつつ、基本計画・事業計画・実施計画等の詳細計画を実施していく必要がある。

(5) 財政との調整

本計画において位置づけられる各種事業等の推進を図るうえでは、計画的な財政運営が重要になってくる。

このため、財政部門との連携による投資効果を踏まえた効率的な財政配分や、産業基盤の強化等による自主財源の確保、さらには、補助事業や民間活力の導入など、関係する部門との連携のもと、効率的な財政運営を推進する必要がある。

(6) 都市計画マスタープランの柔軟な運営

都市計画マスタープランは概ね20年後の町の将来像を構想し、その実現をめざしているが、今後のまちづくりを取り巻く社会・経済情勢の変化に対応できるよう、また、上位計画等の改定との整合を図るためにも、適宜、計画の修正・見直し等を図っていく必要がある。